

防衛研究所における競争的研究費等の研究実施に関する達を次のように定める。

令和 3 年 7 月 1 4 日

防衛研究所長 田中 聡

防衛研究所における競争的研究費等の研究実施に関する達

(目的)

第 1 条 この達は、防衛研究所の研究者が行う研究のうち、競争的研究費等（文部科学省又は同省が所管する独立行政法人（以下「文部科学省等」という。）から配分される公的研究費をいう。以下同じ。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって競争的研究費等による研究成果をあげるとともに、研究成果の普及を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この達において「研究者」とは、研究幹事、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、戦史研究センター長、特別研究官、研究室長、史料室長、政策シミュレーション室長、主任研究官、所員及び研究員とする。

(研究計画の策定)

第 3 条 研究者は、競争的研究費等による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ文部科学省等が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを防衛研究所長（以下「所長」という。）に提出する。

3 前項の調書の写しの提出を受けた所長は、応募資格等確認委員会を開催し、研究者の応募資格等を確認する。

(応募資格等確認委員会)

第 4 条 競争的研究費等による研究を行おうとする研究者の応募資格等の確認を行うため、応募資格等確認委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 所長
- (2) 副委員長 副所長及び研究幹事
- (3) 委員 企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）、特別研究官（政策シミュレーション担当）、企画部企画調整課長、企画調整課研究調整官

3 委員会は、次の各号に掲げる事項について確認を行う。

- (1) 研究者が競争的研究費等に応募できる資格を有していること。
- (2) 申請書の様式が競争的研究費等の要件を満たしていること。
- (3) 研究計画内容が学術的内容であり広く社会に公開が可能であるという競争的研究費等の趣旨に則していること。
- (4) その他必要な事項

4 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

5 委員会に携わった者は、職務上知り得た情報を不正に利用してはならず、正当な理由なくして他者に漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

6 委員会の庶務は、企画部企画調整課において行う。

7 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（研究の実施）

第5条 研究者は、競争的研究費等による研究を行う場合は、防衛研究所の活動として実施するものとする。

（研究成果の取扱）

第6条 研究者は、競争的研究費等により行った前条の研究については、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

（研究報告の義務）

第7条 競争的研究費等による研究を行う研究者は、競争的研究費等に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書の写しを所長に提出するものとする。

（法令等の遵守）

第8条 研究者は、競争的研究費等による研究の遂行に当たり、関係法令等及び文部科

学省等が定める各種の競争的研究費等に関する規程等を遵守するものとする。

(管理等の事務)

第9条 競争的研究費等の研究計画調書の取りまとめの事務は、企画部企画調整課が所掌する。

附則

この達は、令和3年7月14日から施行する。